

ほうふっ子応援協議会設置要綱

令和6年4月11日制定

（目的及び設置）

第1条 子どもの健やかな成長のための切れ目ない施策の推進を図るため、ほうふっ子応援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行い、必要な意見及び助言を行うものとする。

（1）子育て応援グッズの選定、推進に関すること。

（2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

（1）各種団体の代表者

（2）デザインに知見を有する有識者

（3）関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（協議会の開催）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、保健こども部子育て推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。